

早良郡藤山村に於ける小作争訟状況

昭和九年一月小作料減額問題により發生したる本争訟は、結果として抗争を藉り、事態益々悪化の極にありたる氣分、結果として、結果となり、遂に村當局に於て調停委員を委任し、其時の調停員に依り、昭和十年十月解決を見たるが、本争訟に於て、任自すへも、村當局が、昭和十年の夏より、臨時村會を置き、調停委員をしたること、調停員、村中、小作人側で、最も難事と見られた、益々藤山村會會との連絡を断つに至つたことであつて、従来小作人の所屬する、益々藤山早良地區は、従多の小作争訟を、般行し、激なる調停歴史を有し、本争訟も、當初より、其の指導を受けたこと、小作人側が、昭和十年の夏、遂に調停を決定し、調停案を承認したのである。状況左記の通り。

記

- 一、發生場所 早良郡藤山村入字藤山
- 二、發生年月日 昭和九年一月二十五日
- 三、紛起年月日 昭和十年十月二十七日
- 四、關係人員 地主二〇名 小作人三一名
- 五、關係團體 小作人側 益々藤山村會、早良地區
- 六、關係團體 田二〇町
- 七、發生原因

大正十三年の小作調停に依り、向ふ五箇年、向小作料二割五分減となり、居りたる、庭小作人、庭調了後、も二割五分の上更に二割乃至三割減を要求し、地主も、むむなく、屈し、外りたる、庭昭和八年も二割五分の上更に三割五分減を要求したる、庭地主等協会の要求を拒絶し、小作不調水、土地返還の訴訟を提起したるに因る。